

地方独立行政法人京都市産業技術研究所ユーザーズコミュニティ設置要綱

(設置)

第1条 本要綱は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「産技研」という。）が設置する京都市産業技術研究所ユーザーズコミュニティ（以下「産技研 UC」という。）について、その組織及び運用に関し必要な事項を定めるものである。

(目的及び活動内容)

第2条 京都のものづくり文化の優れた伝統を継承し、発展させ、新しい時代の感性豊かで先進的な産業技術を創造することを目的とし、次の各号に掲げる活動により、多様な主体による産技研 UC への参画及び産技研 UC 会員相互の連携促進を図るものとする。

- (1) 会員相互及び若手技術者の技術交流事業
- (2) 産技研及び次条に定める特別会員や団体会員との交流事業
- (3) 第8条に定める企画委員会の発案による会員相互の連携に資する事業
- (4) その他、産技研 UC の目的に資する事業

(会員)

第3条 産技研 UC は、次の会員をもって組織する。なお、会員とは、前条の目的に賛同する企業、法人、団体又は個人であって、第4条に定める手続きにより入会した者をいう。

- (1) 一般会員 事業を行う企業又は個人（以下「事業者」という。）であって、産技研を利用する者。
- (2) 研究会会員 各種業界で設立され、産技研が事務局を担う、もしくは企画運営に携わる団体。
- (3) 団体会員 複数の事業者で組織された団体であって、前号の研究会会員に該当しない者。
- (4) 特別会員 産技研 UC の目的に資する活動ができると理事長が認めた大学、公的支援機関等。

(入会)

第4条 入会の申込をする者は、産技研ホームページ上の申込フォームまたは所定の入会申込書に必要事項を入力または記入し、産技研に申し込むものとする。

2 入会は、前項に定める入会申込に対して、産技研がこれを確認し、会費の初回入金を確

認した時に成立する。

(変更)

第5条 会員は、前条で入会申込書に記入した事項に変更があった場合は、産技研に速やかにその内容を別に定める変更届にて届け出るものとする。

(退会)

第6条 会員は、次の各号の一に該当するときは、会員資格を喪失する。

- (1) 会員から退会の申し出があったとき
- (2) 会員である法人等が解散したとき又は会員が死亡したとき
- (3) 会費が納入されないとき
- (4) 前各号に規定するもののほか、理事長が定める場合

(会費)

第7条 会員の年会費(4月～翌年3月)は、1口5,000円とし、会員の種類及び規模に応じて、次の表に掲げる口数の会費を納めるものとする。なお、一般会員における小規模事業者、中小企業及び大企業の定義は、中小企業基本法の製造業等の例による。

一般会員	小規模事業者及び京都市指定の伝統産業 (74品目)に従事する中小企業	1口以上
	中小企業	2口以上
	大企業	6口以上
研究会会員	会員となる研究会を構成する事業者の数が50会員未満	6口
	会員となる研究会を構成する事業者の数が50会員以上	10口
団体会員		1口以上
特別会員		0口

- 2 会費の収納は、金融機関への振込又は口座振替とする。ただし、産技研が必要と認めた場合には、現金により収納することができる。
- 3 年度の途中で退会した場合、既に納めた会費は返還しない。

(企画委員会)

第8条 産技研UCの活動についての企画、実施を行うため、企画委員会を設置する。

2 企画委員会の委員はUC会員および産技研職員により構成する。

(アドバイザー及びアドバイザリーボード)

第9条 産技研UCの事業推進に当たって助言を受けるため、産技研UCにアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは産技研UC会員の中から選出される。

3 産技研は、個別にアドバイザーに助言を求める他、必要に応じてアドバイザーを招集し、アドバイザリーボードを開催する。

(事務局)

第10条 産技研UCの事務局は、知恵産業融合センターに置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、産技研UCの運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

附則

この改正は、令和6年5月9日から施行する。